

## 第 1 2 期 事業計画

2000年に創設された成年後見制度はすでに20年を経過したが、2020年現在において、成年後見制度を利用している人は約23万人に過ぎず、潜在的な後見ニーズ（判断能力が不十分とみられる人の総数：推計およそ1000万人）のわずか2%を満たしているに過ぎない（最高裁判所「成年後見関係事件の概況」）。今後も認知症高齢者等の数は増え続け、市民後見人の利用もそれほど進まず（2018年時点でわずか4%程度）、「担い手」不足は深刻な課題となっている。

当法人は、こうした成年後見制度における諸課題と成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワーク等に対して積極的に対応するべく、本年2月に5カ年計画を策定しすでに取り組んでいるところである。

とりわけ成年後見制度利用促進基本計画に基づく全国の地方自治体での「中核機関」及び「地域連携ネットワーク」の整備においては、地域偏在が少ない行政書士の特性を活かし、高齢者等の身近な存在として、成年後見制度を利用すべき人が利用でき、権利擁護の光が届かない地域においてもできるだけ支援を行い、地方自治体、地域医療・福祉、司法の連携に寄与するべく、会員増加を図るとともに全国支部の支援体制の強化を図るものである。

特に、業務管理においては受任件数報告の強化により不正防止に努め、研修の充実（コンプライアンス・能力担保研修）を図るなど、成年後見制度の担い手としての信頼性を高め、公益に資する法人としての体制を強化したい。

なお、昨年から続く新型コロナウイルスの感染拡大の影響は成年後見業務にも影響し、本人との面談や福祉関係者、施設等とのカンファレンス等、意思疎通が図りにくい状況ではあるが、会員諸氏には、「本人の意思決定の支援」を念頭に「身上保護」を重視する財産管理に務めていただきたい。

今期事業としては、これらの状況を踏まえ、下記項目を重点項目として取り組み、会員が超高齢社会において高齢者と障がい者の「権利擁護」と「権利利益の実現」のために、法律専門職としての社会的使命と役割を十分に果たせるよう積極的な事業展開を図っていく。

### 【重点項目】

- (1) 日本行政書士会連合会と連携しながら、47支部設置に向けた協議を単位会及び関係団体と開始する。
- (2) 全国の自治体に設置される「地域連携ネットワーク」及びその「中核機関」への参画を図る。
- (3) 不正防止のための取り組みとして、受任報告未提出ゼロを目指すとともに、指導を必要とする業務報告に対しては迅速且つ有効な対応を図る。
- (4) 更新研修コンテンツの拡充を行い、研修の支部格差を是正する。会員の資質向上を目的に更新研修制度を見直す。VOD研修システムを活用し、入会前研修を実施し会員数2,200名を目指す。
- (5) 受任のための整備を行い、法人後見を開始する。

## [総務・財務委員会]

### 1 総務関連事項

- (1) 諸規則の見直し、改正を行う。
- (2) 苦情処理対応手順を整備する。
- (3) 支部長会を開催する。
- (4) 公益社団法人認定の申請を行う。

### 2 財務関連事項

- (1) 予算、決算の適正管理を行う。
- (2) 運営コスト削減について検討する。
- (3) 会費未納者及び保険未加入者の削減に向けて督促を行う。
- (4) 基金の募集及び管理運営を行う。

## [研修・相談委員会]

### 1 研修事業

- (1) VODシステム内の研修コンテンツを拡充する。
- (2) 本部主催研修（Zoom ウェビナー）を複数回開催する。
- (3) 支部研修を収録（機材貸出）し、研修コンテンツとして活用する。
- (4) コロナウイルス対応として、支部が行うオンライン研修実施を支援継続する。
- (5) 研修カリキュラムの具体化を目指す（時間増・単位制への移行スケジュール）。

### 2 相談事業

一般及び会員からの相談窓口を支部に委託運営することの検討を継続する。

## [広報委員会]

### 1 コスモス通信の発行

- (1) 各号の発行  
第30号（2021年9月20日発行予定）  
第31号（2021年12月発行予定）  
第32号（2022年3月発行予定）
- (2) 発行方法  
第31号、32号についてはPDF、30号は発行媒体による。

### 2 『月刊日本行政』内「コスモス information」への記事提供

- (1) 年間12件（日本行政585号～596号）

### 3 公式ホームページの管理

### 4 広報月間の実施

### 5 特徴ある支部の活動状況の取材・広報

## [法規委員会]

- (1) 後見事務ガイドラインの作成
- (2) 苦情処理体制の確立
- (3) 諸規則・諸規定の整備、協定書・契約書などのリーガルチェック

## [成年後見制度利用促進特別委員会]

- (1) 成年後見制度利用促進基本計画に係る調査・研究・情報収集

- (2) 各地域で開催される協議会に参加することによる各支部の活動状況の調査
- (3) 各支部における先進的事例および課題を盛り込んだ報告書の作成
- (4) 各支部の地域連携ネットワークおよび中核機関参画へ向けての具体的支援策の検討・調整

#### **[業務管理委員会]**

- (1) 業務管理（定期業務報告・受任件数報告）
- (2) 任意後見契約の事前報告の確認作業
- (3) 不備のある報告案件、未提出案件への対応
- (4) システムからの報告体制の整備・拡充
- (5) リモート作業を前提とする作業環境及び研修体制の整備
- (6) 報告書の作成方法及び確認作業の手順・基準についてのマニュアル文書の作成・改訂

#### **[法人後見運営委員会]**

- (1) 法人後見受任のための各種整備
- (2) 法人後見の管理

#### **[綱紀委員会]**

- (1) 綱紀事案が発生した場合の委員会開催